

休暇の種類		休暇日数等	使用実績
有給休暇	配偶者出産休暇	配偶者の出産に際し、最大2日間付与	取得件数 0件
	服喪休暇	親族の喪に遭った職員に対し、続柄及び死亡時の生計関係に応じ、1日～7日間付与	取得件数 5件
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を介護しなければならない職員に対し、6月を限度として必要な休暇を付与	取得件数 0件
	組合休暇	職員組合活動に従事する場合に最大20日間付与	取得件数 0件

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

停職1ヶ月…1名

5. 職員のサービスの状況

(職員サービスの根本基準)

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

区分	内容	違反者数
命令に従う義務	職員は、法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない。	1人
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人

区分	内容	違反者数
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務のみ専念しなければならない。	0人
政治行為の制限	職員は、政治活動等をしてはならない。	0人
争議行為等の禁止	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営利企業従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人

6. 職員研修の状況

(1) 職員研修の実施状況

研修区分	受講者数	研修内容等
各種専門研修	延べ20人	専門知識及び技術等の習得のための研修
研修所研修	延べ1人	女性職員キャリアアップ研修

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況

区分	受診者数	内容等
総合検診	16	30歳以上の職員の健康診断(人間ドック)
定期検診	24	上記以外の職員の健康診断

(2) 公務災害補償制度

加入団体名	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 熊本県支部	0	

種類	内容
住居手当	・自宅(その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの) 2,500円 ・借家・借間(居住するための住宅を借受け、12,000円を超える家賃を支払っている職員) ①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃額-12,000円 ②月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円
通勤手当	通勤距離(片道)が2km以上の職員に支給 ・自動車等で通勤する場合 通勤距離に応じ、月2,000円～24,500円 ・バス等の交通機関を利用して通勤する場合 当該交通機関に係る運賃等の額(定期券代)
管理職手当	課長補佐職以上の管理職に対して支給 ・給料月額×役職に応じた支給率(1～3%)
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ・時間外勤務1時間につき当該職員の時間単価×1.25倍
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 ・1回 4,200円

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区分	勤務時間等
勤務を要する曜日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く)
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時30分まで 休憩時間(12時00分から13時)を除く実質8時間勤務

(2) 休暇制度

※使用実績は、H19.1.1～H19.12.31の期間

種類	内容	使用実績
年次休暇	全職員に対し、1年につき20日間付与 (前年に未使用日数がある場合は、最大20日間を翌年繰越)	平均使用日数 11.60日
夏季休暇	全職員に対し、7月から9月までの間において、3日間付与	平均使用日数 2.43日
ボランティア休暇	職員が自発的にかつ報酬を得ないで被災地等の支援活動等の社会貢献活動を行う場合、最大5日間付与	取得件数 0件
結婚休暇	婚姻する職員に対し、最大5日間付与	取得件数 3件
産前休暇	妊娠した職員に対し、出産日まで最大8週間付与	取得件数 0件
産後休暇	出産した職員に対し、出産日の翌日から最大8週間付与	取得件数 0件
育児時間	生後1年に達しない子を養育する職員に対し、1日につき2回(それぞれ30分間)付与	取得件数 0件
生理休暇	生理に伴う身体の異常により、勤務が困難な職員に対し、最大2日間付与	取得件数 0件